様式第2号

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

**第１条**　本特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　(1) 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合の発注に係る

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

　(2) 前号に付帯する事業

（名称）

**第２条**　本特定建設工事共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事

　特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

**第３条**　企業体は、事務所を（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

**第４条**　企業体は、　　　　　年　　月　　日に成立し、第1条に規定する建設工事の

請負契約の履行後12月を経過するまでの間は、解散することができない。

2　企業体は、第1条に規定する建設工事を請け負うことができなかったときは、前項

　の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び商号又は名称）

**第５条**　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(1) 住　　　　所

　　 商号又は名称

(2) 住　　　　所

　　 商号又は名称

（代表者の名称）

**第６条**　企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

**第７条**　企業体の代表者は、建設工事の施行に関し、企業体を代表してその権限を行う

ことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代

金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する

権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

**第８条**　構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について

発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものと

する。

　(1) 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 割合　　　　　％

　(2) 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 割合　　　　　％

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価

するものとする。

（運営委員会）

**第９条**　企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の

施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に

関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるもの

とする。

（構成員の責任）

**第１０条**　構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施

に伴い、企業体が負担する義務の履行に関し、連帯して責任を負う。

（取引金融機関）

**第１１条**　企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　とし、

共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

**第１２条**　企業体は、建設工事の完成後、当該工事について決算する。

（利益金の配当の割合）

**第１３条**　決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成

員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

**第１４条**　決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構

成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

**第１５条**　この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（工事中途における構成員の脱退に対する措置）

**第１６条**　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が建設工事を完

成する日までは脱退することができない。

2　構成員のうち、工事中途において前項の規定により脱退した者がある場合において

は、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3　構成員のうち、脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が

脱退前に有していた出資の割合を第8条に規定する残存構成員が有している出資の割

合により分割し、これを当該出資割合に加えて得た割合とする。

4　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果

欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合

に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

**第１７条**　企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行

その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者

の承認により、当該構成員を除名することができるものとする。

2　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3　第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項ま

でを準用するものとする。

（工事中途における構成員の破産又は解散に対する処置）

**第１８条**　企業体の構成員のうちいずれかが、工事途中において破産、解散又は第10

条に規定する構成員の責任を負うことができなくなった場合においては、第16条第2

項から第5項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

**第１９条**　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせ

なくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承

認により、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

**第２０条**　企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、構成

員は共同連帯してその責を負う。

（協定書に定めのない事項）

**第２１条**　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

　（商号又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　ほか　　　社は、上記のとおり

特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を

作成し、各通に構成員が記名押印し、それぞれ保有するものとする。

　　年　　月　　日

　　　　代表構成員　住　　　　所

　　　　　　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　会社㊞

　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　代表者㊞

　　　　構　成　員　住　　　　所

　　　　　　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　会社㊞

　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　代表者㊞